

都農町立都農中学校いじめ防止基本方針

〈平成30年9月一部改訂〉

はじめに

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトへの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

今、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的に対応することが求められています。

こうした状況の仲で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年4月に「都農町いじめ防止基本方針」が作成され、平成30年2月に「都農町いじめ防止基本方針」が改訂されたことを受け、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する「都農町立都農中学校いじめ防止基本方針」を定めるものです。

もくじ

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方・・・・・・・・ 2
 - (1) いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・ 2
 - (3) いじめへの対処・・・・・・・・・・・・ 2

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のための組織・・・・・・・・・・ 3
- 2 いじめの防止等に関する措置・・・・・・・・・・ 3
 - (1) いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) いじめへの対処・・・・・・・・・・・・ 5～7
 - (4) ネット上のいじめへの対応・・・・・・・・ 7
- 3 その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 組織的な指導体制・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 校内研修の充実・・・・・・・・・・・・ 8
 - (3) 校務の効率化・・・・・・・・・・・・ 8
 - (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実・・ 8
 - (5) 家庭や地域との連携について・・・・・・・・ 9
 - (6) 関係機関との連携について・・・・・・・・ 9
- 4 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し・・・・・・・・ 10

【参考】別紙1～4

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」2条参照）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知に努めます。
- いじめを受けている生徒をしっかり守ります。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して関係者が一体となって万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

（1） いじめの防止

いじめ問題への対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりに努めると共に、規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

（2） いじめの早期発見

いじめ問題を早期発見するために、日頃から、生徒のささいな言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく、早期に発見し、早期の対応に努めます。

（3） いじめへの対処

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。
いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導する等、組織的な対応を行います。
また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。
いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「生徒指導対策委員会」を設置します。

本校では、既に設置している「生徒指導対策委員会」をもって充てることとします。

なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

【構成員】

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任

(必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 等)

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置 ※別紙1 参照

(1) いじめの防止

ア 生徒が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 生徒会活動（各専門委員会）等での話し合い活動の充実
- ボランティア活動の推進

(イ) いじめの理解や過去の事例について、生徒が学ぶ機会を設定します。

- 「人権週間」（いじめ問題を考える週間）（12月）を利用しての全校学習会、生徒集会等の実施
- 生徒による学校行事や集会の企画・運営

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 生徒の規範意識を相互に高め、自己存在感、自己決定、共感的人間関係を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
- 教職員相互の授業研究会の実施

(イ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、生徒に寄り添った相談体制づくりを目指します。

- 教育相談の設定

- 「人権週間」（「いじめ問題を考える週間」）の設定

（ウ）全教育活動を通して道徳教育や情報モラル教育（メディアコントロール集会）を実施し、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育むことを目指します。

- 教科や特別活動、道徳の時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間の設定
- 外部講師（警察などの関係諸機関・民間企業）等による講演会の実施

（エ）家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- P T A総会での学校の方針説明
- 学校通信等を活用したいじめの防止活動の報告
- 学校公開（オープンスクール）の実施
- 保護者を対象とした研修会の開催

（オ）スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの、いじめの防止を含む教育相談に応じる者を確保し、学校の求めに応じて緊急的に派遣する制度の充実を図ります。

（２） いじめの早期発見

ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発するサインを、教職員及び保護者で共有します。

- 生徒が発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙２、３参照

イ 教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

- 教育相談週間の設定
- いじめの相談窓口（担任、副担任、生徒指導主事、養護教諭等）の周知

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

- 学校独自のアンケートの実施（原則として月１回）
- 県下一斉のアンケートの実施

エ 「生徒指導対策委員会」において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

- 職員朝会（毎週金曜日「生徒理解の時間」）、職員会議での情報の共有
- 進級、進学時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめへの対処

※別紙4 参照

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について生徒指導主事等、生徒指導対策委員会を構成するいずれかの委員及び管理職に速やかに通報します。

イ 情報の共有

- いじめの情報を受けた生徒指導主事等が、いじめを認知した場合は「生徒指導対策委員会」の委員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかに「生徒指導対策委員会」を開き、調査の方針について決定します。
- 生徒の聞き取りにあたっては、「生徒指導対策委員会」の委員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する教職員を選任します。
- 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この調査により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、町教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 事実関係が把握された時点で、「生徒指導対策委員会」において、指導及び支援の方針を決定します。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時「生徒指導対策委員会」で決定します。
- 「生徒指導対策委員会」の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うにあたっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます

- ・ 温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・ じっくりと話を聞く
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める
- ・ いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・ 今後の生き方を考えさせる
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・ 生徒やその保護者の心情に配慮する
- ・ いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・ 管理職が積極的に関わる
- ・ 町教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

いじめられた生徒・いじめた生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・ 自分の問題として捉えさせる
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

オ 関係機関との連携

- 校長はいじめであると認識した場合は、町教育委員会への報告を速やかに行います。
- いじめられた生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめた生徒の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて町教育委員会と連携して対応します。
- 生命や身体財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

- 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。
- いじめが解消している状態は、少なくとも2つの要件（①いじめが止んでいる状態が3か月以上続いている。②心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認する。）が満たさせ、かつ必要に応じて他の事情も勘案し、一部の教職員のみでなく組織的に判断します

（４） ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

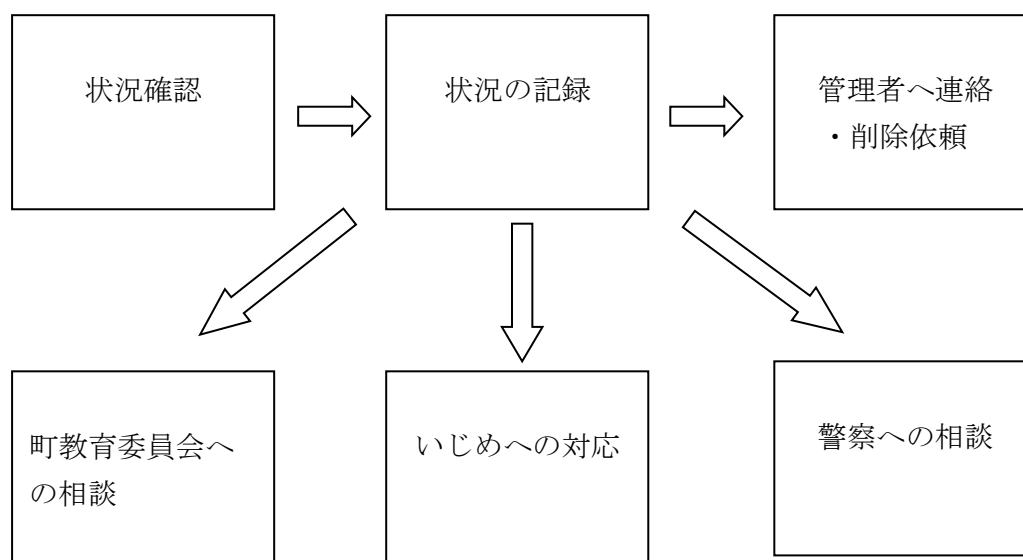
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載することなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや家庭における見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。（家庭内ルールの作成など）
- 教科や特別活動等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、またネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、「生徒指導対策委員会」による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が

作成している資料等の活用を通じ、いじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 家庭や地域との連携について

より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校関係者評価委員等、地域との連携の促進を通して、学校と家庭、地域が組織的に協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携について

いじめ問題は学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一体となった対応をしていきます。

① 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違反行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・スクールソーシャルワーカーの活用（町教育委員会への依頼）
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめの事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が他市町村と共同設置する重大事態調査のための組織（西都児湯地域いじめ問題調査委員会）に協力することとします。

○生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合など

○生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・年間の欠席が30日程度以上で状況の改善が図られない場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 学校は、いじめの重大事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の

保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県、町の動向等を勘案して、基本方針飲み直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

別紙 1 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見とために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組めます。

		項 目	時 期
い じ め 防 止 の た め の 措 置	生 徒 及 び 教 職 員 が 主 体 と な っ た 活 動	○学級活動等での話し合い活動の充実	通年
		○縦割り清掃活動（一部）の実施	通年
		○ボランティア活動の推進	通年
		○生徒による学校行事や集会の企画・運営	通年
		○一人一人の実態に応じたわかる授業の展開	通年
		○職員相互の授業研究会の実施	通年
		○教育相談週間の設定	学期 1 回
		○教科や特別活動、道徳の時間等の全教育活動を通した道徳教育や情報モラル教育の実施	単元計画に基づく
		○外部講師等による講演会の実施	年 1 回
		○PTA総会での学校の方針説明	4 月
早 期 発 見 の 措 置		○学校通信等を活用したいじめの防止活動の啓発	通年
		○学校公開（オープンスクール）の実施	1 0 月
		○生徒の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙 2、3 参照	通年
		○教育相談週間の設定	学期 1 回
		○学校独自のアンケートの実施	毎月 1 回
		○「いじめ・不登校対策委員会」の開催	通年
		○職員会議での情報の共有	通年
		○進級、通学時の情報の確実な引き継ぎ	通年
		○過去のいじめ事例の蓄積	通年

別紙2

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン
登 校 時 朝 の 会	○遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ○教職員と視線が合わず、うつむいている。 ○体調不良を訴える。 ○身体に傷や殴られた痕がある。 ○表情が暗く、おどおどしたりふさぎ込んだりしていて元気がない。 ○提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 ○担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授 業 中	○教職員が教室に入室後、遅れて入室してくる。 ○保健室・トイレに頻繁に行くようになる。 ○教材等の忘れ物が目立つ。 ○机周りが散乱している。 ○決められた座席と異なる席に着いている。 ○教科書・ノートに汚れがある。○発言すると嘲笑される。 ○教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
給 食 中	○一人だけ机を拭いてもらえない。 ○給食当番で、「つぐな（配膳するな）」と言われたり、受け取ってもらえなかったりする。 ○グループで食べる時、机を離されたり、会話に入れてもらえなかったりする。 ○食欲がなくなる。 ○給食のおかずやデザートを他人に与えている。
休み時間	○用事もないのに職員室や保健室の近くにいることが増える。 ○ふざけ合っているが表情がさえない。○衣服の汚れ等がある。 ○友達が急に変わったり、教職員が友達の事を聞くと嫌がったりする。 ○一人でぼつんとしたり、所在なくうろうろしたりする。 ○特定のグループと常に同行動をとる。
清掃時間	○一人で清掃している。 ○後片付けをいつも一人でしている。
放課後等	○慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ○持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 ○一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
○教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしたり、目配せをしたりする。 ○ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 ○教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 ○自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

別紙 3

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
○嫌なあだ名が聞こえる。 ○席替えなどで近くの席になることを嫌がったり、周りから離されたりしている。 ○何か起こると特定の生徒の名前が出る。 ○筆記用具等の貸し借りが多い。 ○壁等にいたずら、落書きがある。 ○机や椅子、教材等が乱雑になっている。

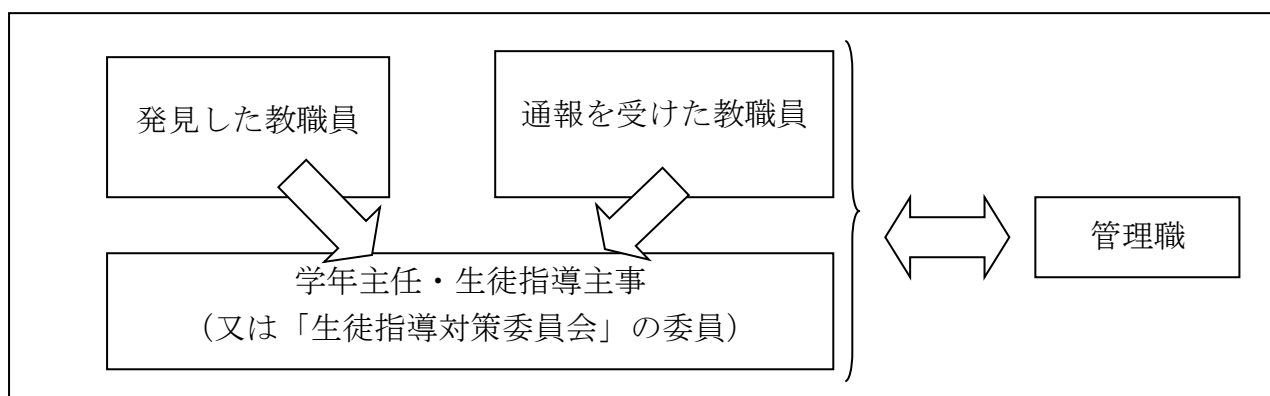
2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校と連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

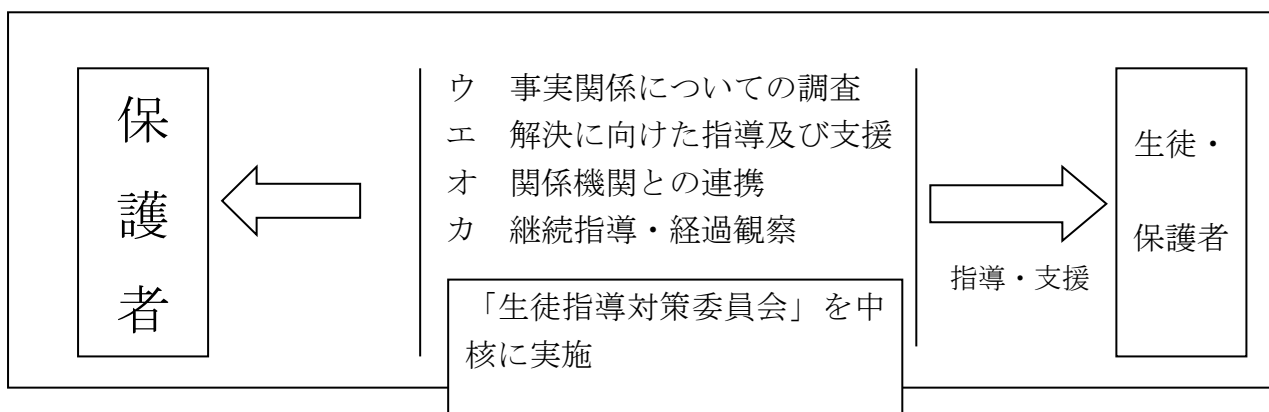
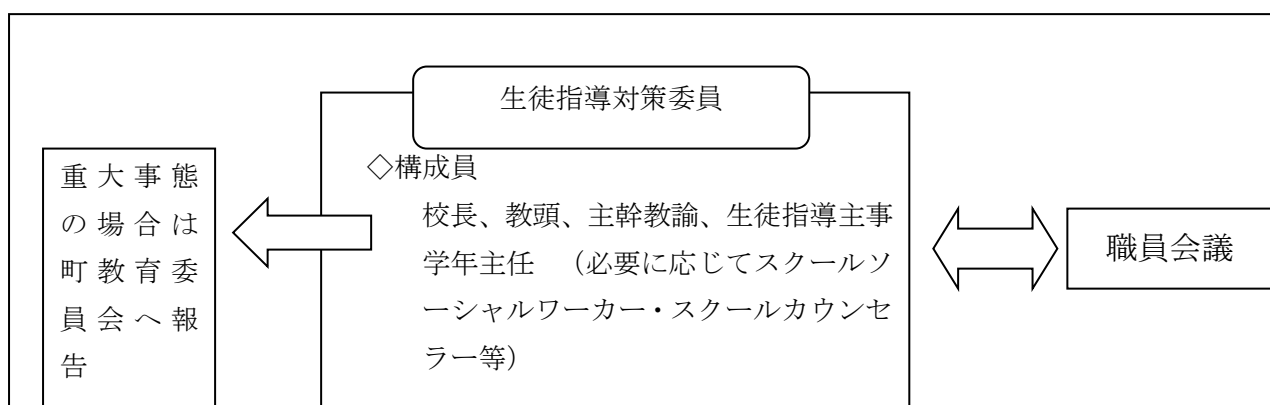
サ イ ン
○いらいらしたり、言動が激しくなったりする。 ○学校や友人のことを話さなくなる。 ○友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 ○朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ○電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ○受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ○不審な電話やメールがある。 ○遊ぶ友達が急に変わる。 ○部屋に閉じこもったり、家からも出なかったりする。 ○表情がさえず、時折涙を流す。 ○転校したい、生まれ変わりたいという言葉が聞かれる。 ○理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ○理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ○登校時間になると体調不良を訴える。(頻尿や腹痛、下痢、原因不明の熱等) ○食欲不振・不眠を訴える。 ○学習時間が減る。 ○成績が下がる。 ○持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ○自転車がよくパンクする。 ○家庭の品物、金銭がなくなる。 ○大きな額の金銭を欲しがる。

別紙4 いじめへの処置（緊急時の組織的対応）

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応



イ 情報の共有



学 校

